

○尾鷲市男女共同参画推進条例

平成19年3月27日
条例第2号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等(第7条・第8条)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第17条)

第4章 尾鷲市男女共同参画審議会(第18条—第20条)

第5章 補則(第21条)

附則

私たちがめざす社会は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、「男女共同参画社会基本法」において、その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

尾鷲市では、平成13年度に「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」を策定し、男女が輝いて生きる社会の実現に向け様々な取り組みを行ってきたが、男女の固定的な役割分担意識や、その他これらに基づく慣行は根強く、男女共同参画社会の実現を阻む要因はいまなお存在している。

このような実情から、私たちは、同法の理念を踏まえ、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において市、市民及び事業者が手を携えて男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって様々な分野における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「事業者」とは、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 本市における男女共同参画の推進のため、次の各号を基本理念とする。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を発揮することができる機会が確保され、かつ、個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の様々な分野で、方針の立案から決定に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互協力と社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことができること。

(市の責務)

第4条 市は、社会の様々な分野における活動に参画する機会について男女間の格差を積極的に是正するなど、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画推進施策について、市民及び事業者と協力し、かつ、連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

4 市は、男女共同参画推進施策に関し、その実施について国、県及び近隣自治体等と協力し、かつ、連携を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女の平等な参画の機会を確保するなど、男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たって、その雇用における男女の平等な機会及び待遇を確保するなど、男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女が職業生活における活動及び家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 職場その他の社会的関係において、他人を不快にさせ、かつ、個人の就業環境その他の生活環境を害する性的な言動

(2) 前号に規定する言動を受けた個人の労働条件や日常生活に対して不利益を与える対応

(3) 男女間における暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動

(4) その他性別を理由とする差別的取扱い

2 市は、前項に掲げる行為の防止について、必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。

(広報等における情報)

第8条 何人も、広報、報道、広告その他の広く市民を対象とした媒体において、第3条に規定する基本理念に反する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たって、あらかじめ男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、市民及び事業者の意見を反映できるよう措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女共同参画を推進するための措置)

第10条 市は、政策等の立案から評価に至るまでの各過程において男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、審議会等において男女双方の意見が広く取り入れられるよう努めるものとする。

3 市は、市民及び事業者に対し、方針の立案及び決定その他の各過程における男女共同参画を推進するため、情報提供、助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第11条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、職場、学校その他の社会の様々な分野における活動が両立できるようするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画)

第12条 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求め、又は当該報告に応じ必要な助言を行うことができる。

(教育及び学習に対する措置等)

第13条 市は、市民及び事業者の男女共同参画についての理解を促進するため教育及び学習の場において必要な措置を講ずるとともに、必要な普及広報活動を行うよう努めるものとする。

(生涯にわたる健康に対する支援)

第14条 市は、男女が互いの性について理解を深め、妊娠、出産等について、互いの意志や権利を尊重するとともに、生涯にわたり健全な生活ができるよう情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談の申出への対応)

第15条 市は、市民から男女共同参画の性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係

機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見、苦情等の申出への対応)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、意見、苦情等を申し出ることができる。

2 市は、[前項](#)による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。

(年次報告)

第17条 市は、毎年度1回、男女共同参画推進施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第4章 尾鷲市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第18条 市長は、男女共同参画推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査、評価及び審議するため、尾鷲市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の求めに応じて、次に掲げる事項について調査審議し答申するものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画の推進事項

3 審議会は、[前項](#)の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第19条 審議会は、市長が任命する委員15人以内で組織する。

2 [前項](#)の規定において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

(委員)

第20条 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 補則

(委任)

第21条 [この条例](#)に定めるもののほか、[この条例](#)の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、平成19年4月1日から施行する。